

一般財団法人埼玉伝統工芸協会理事会運営規則

平成23年10月27日
規則第 4 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 理事会の種類及び構成

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年2回定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。

(4) 監事から招集の請求があったとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会はすべての理事をもって組織する。

第3章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知し

なければならない。

第4章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選されたものがこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(監事の出席)

第8条 監事は、理事会に出席し必要な場合は、意見を述べるものとする。

(議事録)

第9条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面をもって議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 理事会の権限

(権限)

第10条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第11条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア この法人の業務執行の決定
- イ 代表理事並びに業務執行理事の選任・解任
- ウ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- エ 重要な財産の処分および譲渡
- オ 多額の借入
- カ 重要な使用人の選任・解任
- キ 重要な組織の設置、変更および廃止
- ク 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ケ 事業報告書及び計算書類等の承認
- コ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 規則、規程の制定、変更および廃止
- イ 代表理事、業務執行理事の選任・解任
- ウ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- ア 契約の締結、解除、変更
- イ 争訟の処理
- ウ その他理事会が必要と認める事業

(責任の免除)

第 1 2 条 理事会は、定款第 2 6 条に基づき、役員的一般社団・財団法人法第 1 9 8 条において準用する第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、代表理事は遅滞なく一般社団・財団法人法第 1 9 8 条において準用する第 1 1 3 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議ある場合には 3 か月以内に異議を述べる旨を評議員に通知しなければならない。

(報告事項)

第 1 3 条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 1 4 条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

第 7 章 雑則

(改廃)

第 1 5 条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規則は、本協会の設立の登記の日から施行する。